

① スtockマネジメント実施の基本方針

【状態監視保全】 … 機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。

※状態監視保全とは、施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法をいう。

【時間計画保全】 … 機能発揮上、重要な施設であるが、調査により劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。

※時間計画保全とは、施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法をいう。

【事後保全】 … 機能上、特に重要でない施設を対象とする。

※事後保全とは、施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

備考）ストックマネジメントの実施にあたっての、施設の管理区分の設定方針を記載する。

② 施設の管理区分の設定

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管渠、マンホール、マンホールふた	1回/5年の頻度で巡視・点検を実施 巡視・点検で異状を確認した場合には調査を実施	緊急度Ⅱ以下で改築を実施	腐食のおそれの大きい箇所
管渠、マンホール	1回/7年の頻度で巡視・点検を実施 巡視・点検で異状を確認した場合には調査を実施	緊急度Ⅱ以下で改築を実施	幹線管路
管渠、マンホール	1回/15年の頻度で巡視・点検を実施 巡視・点検で異状を確認した場合には調査を実施	緊急度Ⅱ以下で改築を実施	一般管路
マンホールふた	1回/7年の頻度で巡視を実施 巡視で異状を確認した場合には点検を実施	緊急度Ⅱ以下で改築を実施	幹線管路
マンホールふた	1回/15年の頻度で巡視を実施 巡視で異状を確認した場合には点検を実施	緊急度Ⅱ以下で改築を実施	一般管路

【ポンプ場】 ※貯留施設を含む

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
自動除塵機	標準耐用年数(7~15年)に1回程度または日常点検にて不具合が見られた際に調査を実施	健全度 2 以下で改築を実施	
雨水ポンプ	標準耐用年数(7~20年)に1回程度または日常点検にて不具合が見られた際に調査を実施	健全度 2 以下で改築を実施	
原動機	標準耐用年数(7~15年)に1回程度または日常点検にて不具合が見られた際に調査を実施	健全度 2 以下で改築を実施	
躯体	1回/10年程度で視覚調査を実施 異状を確認した場合には、はつり調査等の詳細調査を実施	詳細調査により構造上危険と判断された場合	

## 2) 時間計画保全施設

### 【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
圧送管	標準耐用年数	

### 【ポンプ場】

施設名称	目標耐用年数	備考
受変電設備	標準耐用年数の 1.5 倍	
自家発電設備	標準耐用年数の 1.5 倍	
監視制御設備	標準耐用年数の 1.5 倍	
制御電源及び計装用 電源設備	標準耐用年数の 1.5 倍	
負荷設備	標準耐用年数の 1.5 倍	
計測設備	標準耐用年数の 2.2 倍	

備考) 施設名称を「下水道施設の改築について（平成 28 年 4 月 1 日 国水下事第 109 号） 下水道事業課長通知」の別表に基づき記載する場合にあっては、大分類、中分類、小分類のいずれかで記載しても良い。

## 3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

### 【管きよ施設】

管きよ

…

### 【雨水ポンプ施設】

設定なし

…

③ 改築実施計画

1) 計画期間

令和6年度 ～ 令和10年度 (2024年度 ～ 2028年度)

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	布設年度	供用年数	対象延長(m)	概算費用(百万円)	備考
合計							

【ポンプ場施設】 ※貯留施設を含む

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ポンプ場等の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用(百万円)	備考
西御所ポンプ場	雨水	負荷設備	1994	29	—	36	
西御所ポンプ場	雨水	監視制御設備	1994	29	—	67	
西御所ポンプ場	雨水	雨水ポンプ設備	1994	29	2.78m <sup>3</sup> /秒	57	長寿命化
西御所ポンプ場	雨水	設計費	—	—	—	9.2	
マンホールポンプ場	汚水	負荷設備	2002	21	—	20	
マンホールポンプ場	汚水	監視制御設備	2002～2013	10～21	—	6.4	
マンホールポンプ場	汚水	計装設備	2002	21	—	4	

マンホール ポンプ場	汚水	設計費	—	—	—	3	
合計						202.6	

備考 1) 改築を実施する施設のうち、② 1) において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考 2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について（平成 28 年 4 月 1 日 国水下水第 109 号 下水道事業課長通知）」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。

備考 3) 「下水道施設の改築について（平成 28 年 4 月 1 日 国水下水第 109 号 下水道事業課長通知）」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号および概要を記載する。

- ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
- ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合および地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に規定する「地方公共団体実行計画」、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に規定する中長期的な計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置付けられた場合
- ④ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑤ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑥ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑦ 下水道施設の耐水化を行う場合
- ⑧ 樋門等の自動化・無動力化・遠隔化を行う場合
- ⑨ マンホール蓋浮上防止対策を行う場合
- ⑩ 合流式下水道を改築する場合

備考 4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

#### ④ スtockマネジメントの導入によるコスト縮減効果

区分	コスト縮減額	試算の対象時期
管路施設	約 145 百万円/年	100 年間
ポンプ場施設	約 22 百万円/年	50 年間
合計	約 167 百万円/年	

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト縮減額を記載する。